平成２７年（フ）第３９７号
大分県別府市大字鶴見4546番地の354
債務者　一木　英司
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０９号
愛知県岡崎市上和田町字正ケン51番地　メゾンドヌーヴェルバーグ107、前住所愛知県安城市今池町１丁目19番13号　安城ＦＸビル602
債務者　首藤　尚人
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒瀬　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３１号
北九州市八幡西区大膳２丁目13番25号（メゾンブランシェ202）
債務者　室津　年一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８３４号
札幌市中央区南７条西６丁目２番地２　ベルサエレンシア802号
債務者　工藤　栄一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５１号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目18番３号サンライフ猪名寺202号
債務者　坂田　重勝
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３０２号
盛岡市月が丘２丁目15番２―504号
債務者　三河　　章
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１５２号
さいたま市桜区大字神田495番地　ヴェルデ武蔵野103
債務者　久留島洋平（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５３号
さいたま市桜区大字神田495番地　ヴェルデ武蔵野103
債務者　久留島千春（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区11棟406号
債務者　清水　淑子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０６号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目500番地　アゼリアコート302
債務者　進藤　直美（旧姓鹿子木）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７８号
埼玉県越谷市蒲生４丁目10番32―１号
債務者　後藤いづみ
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
静岡県沼津市市道町９番22号、前住所静岡県沼津市本松下849番地の13　エンゼルハイム千本浜公園301号
債務者　渡辺　淳平
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
大阪府泉南市岡田６丁目20番２号
債務者　内田　佳章
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番10―402号
債務者　平松　初男
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
大阪府泉大津市下之町４番33号ル・アーブルＢ―202号
債務者　山中　崇浩
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
大阪府泉大津市池浦町１丁目20番８号
債務者　小嶋　友和
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
大阪府岸和田市南上町１丁目19番15号レジデンス寿楽日光301号、前住所大阪府泉佐野市上町３丁目３番１―201号
債務者　阪中　貴子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係